

渋川市監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 25 日

渋川市監査委員 中 澤 康 光

渋川市監査委員 中 澤 広 行

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の基準

渋川市監査基準（令和 2 年渋川市監査委員公告第 2 号）

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

3 監査の対象

渋川市営伊香保ロープウェイ使用料（所管部課 産業観光部 観光課）

4 監査の着眼点

（1） 財務事務監査

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

（2） 経営に係る事業管理監査

市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

5 監査実施内容

令和 2 年 10 月に渋川市営伊香保ロープウェイの使用料について不正があるとの通報が監査委員事務局へあり、協議の結果、必要と認め監査を実施することと決定した。

財務に関する事務の執行について、歳入状況等あらかじめ提出を求めた

監査資料に基づき、職員から聴取するとともに、関係書類、諸帳簿等を監査した。

監査に当たっては、財務に関する事務が法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどに重点を置き検証した。

6 監査の実施場所及び日程

渋川市監査委員事務局、渋川市営伊香保ロープウェイ

令和2年10月26日 ～ 同年11月27日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、明らかな不正や事故は確認できず、おおむね適正であった。

しかし、事務処理上留意すべき事項が認められたので、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を述べる。

なお、軽易な事務処理上留意すべき事項等については、部課長に対し指示したので記述を省略した。

(1) 券売機の導入について

現下の財政状況が厳しいことは十分認識しているが、職員が現金を取り扱う機会や事務誤りの減少につなげるため、また、現場の意見を踏まえ、券売機の導入を要望する。